

解説

金融庁が二〇二一年二月一九日に公表した
GL改正の要点をFAQとともに整理

「マネロン・テロ資金供与対策 ガイドライン」一部改正および FAQの概要と実務への影響



潮見坂綜合法律事務所
弁護士 鈴木 正人

2002年弁護士登録。2010年ニューヨーク州弁護士登録。主に金融機関向けに金融・保険、証券規制等の助言、コンプライアンス支援、反社会的勢力への対応、M&A、マネロン・テロ資金供与対策、行政対応、金融関連訴訟等を担当している。金融庁証券取引等監視委員会への勤務経験あり。

はじめに

二〇二一年二月一九日に「マネロン・ロンドリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」(以下、「GL」という)が改正されました(以下、「本改正」という)。

また、同年三月二六日にはGLに対する関係者の理解の向上に資することを目的として「マネロン・テロ資金供与対策ガイドライン」に関するよくあるご質

問(FAQ)(以下、「FAQ」という)が公表されました。

本改正とFAQは、JA系統金融機関の業務にも影響を与える内容となっています。そこで、本稿では、実務への影響を踏まえて本改正とFAQの概要を解説します。

なお、文中の意見にわたる箇所は筆者の個人的な見解であり、筆者が所属し、または所属する組織・団体等の見解ではありません。

1 本改正の背景と概要

(1) 本改正の背景

金融庁は、二〇一八年二月六日にGLを策定し、二〇一九年四月一〇日に改正をしています。本改正は、二回目のGLの改正です。本改正では、既存のGLの内容改正と、記載の新設があります。

前者は、金融当局がモニタリング(以下、「本モニタリング」という)のなかで把握した個別事例を踏まえ、注意喚起の趣旨や課題等の整理も含めてGLの改正をし、金融機関等のマネロン・テロ資金供与対策のさらなる実効的な態勢整備等を図ったものです。例えば、サービスを

提供する際の提携先等に係る検証や高リスク取引に対する追加的措置に係る事項の厳格化などがこれに当たります。

後者は、国際的に求められる対策の水準を踏まえ、海外送金に関する記載を拡充するとともに、輸出入取引等に係る資金の融通および信用の供与等に関する記載を新設した点にあります。

(2) 本改正の概要

ここから、本改正の概要をみていきます。

① 経営陣の関与・理解



経営陣は、マネロン・テロ資金供与対策（以下、「本対策」ともいう）を担当部署任せにするのではなく、経営戦略等における重要な課題の一つとして位置づけ、経営陣の責任のもとで組織横断的な枠組みを構築し、戦略的な人材確保や教育をも含めたリソースの確保を行うことが求められています。

GLは、従前、経営陣が本対策に主体的（かつ積極的）な関与を行う旨を定めていましたが、経営陣は自らが本対策の実施主体になるのではなく、関連部門を適切に支援し、導く（主導する）ことが求められます（「コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方」（本改正に係る二〇二一年二月一九日金融庁パブコメ回答。以下、「本PC回答」という）No.1参照）。

そこで、本改正では、経営陣が、管理のためのガバナンス確立等について主導性を発揮することや主導的に関与して地域・部門横断的なガバナンスを確立する点などが明記されました（GLⅠ-1、Ⅰ-2(2)、Ⅲ-2。ゴシックは実質的な変更箇所。以下同様）。

また、経営陣は、形式的に承認手続を行うことにとどまらず、本対策の方針・手続・計画等の策定および見直しについて主導的な関与の下で同対策のPDC Aを機能させることが重要です（本PC回答No.134参照）。

そこで、本改正では、「マネロン・テロ資金供与対策の方針・手続・計画等の策定及び見直しについて、経営陣が承認するとともに、その実施状況について、経営陣が、定期的及び随時に報告を受け、必要に応じて議論を行うなど、経営陣の主導的な関与があること」が新設されました（GLⅢ-2【対応が求められる事項】⑥）。

なお、前記の「経営陣」とは、代表権を有する役員のほか、本対策に責任を有する役員や関係する営業部門・監査部門に責任を有する役員を含み得る概念です（本PC回答No.96、GL策定に係る二〇一八年二月六日付金融庁パブコメ回答No.6）。

② リスクベース・アプローチ（RBA）



本改正では、本対策におけるリスクベース・アプローチの意義を、金融機関等が、自らのマネロン・テロ資金供与リスクを特定・評価し、これをリスク許

容度の範囲内に実効的に低減するため、当該リスクに見合った対策を講ずること、に変更しました（GLⅡ-2）。

RBAの実施においては、低減措置実行後の残存リスクが、当該金融機関等のリスク管理上許容できる範囲内に収まっていることが必要です。なお、リスク許容度の範囲内に収まっていることは、予め、経営陣により承認を受けたうえで文書化されていることが求められます（FAQ一八頁参照）。

③ リスクの特定



本モニタリング等では、金融機関等が、業務提携等を行って新商品・サービスを提供する場合、提携先等のマネロン・テロ資金供与対策の状況について、リスクの変化等を十分に確認しないまま当該商品・サービスを提供している事例がみられました。そこで、注意喚起を促す趣旨を含め、本改正では、新

解説

新品種の海外流出と種苗法改正

自家増殖の許諾化・消尽の限定・特性表の導入による育成者権の実効性強化

アグリ創研株式会社 代表取締役社長
浅野国際特許事務所 国際知的財産戦略研究所副所長
農林水産省 国立研究開発法人審議会専門委員
東京都立大学大学院 非常勤講師 (知的財産権特論)

浅野 卓



1 種苗法の基礎知識

(1) 知財法における種苗法の位置づけ

種苗法は、①品種の育成の振興を図る「品種登録制度」と、②種苗の流通の適正化を図る「指定種苗制度」という、二つの制度からなります。

このうち、①品種登録制度は知的財産法（以下、「知財法」という）に分類され、今回の改正の主要部分になります。

知財法には、知的財産（以下、「知財」という）の保護方法が二種類あります。

一つは、排他的独占権を与えて保護する方法であり、品種登録制度のほか、特許法・実用新案法、意匠法、商標法、著作権法（著作権制度および著作隣接権制度）が該当します。もう一つは、不正行為を規制して保護する方法であり、不正競争

防止法、地理的表示（GI）法、家畜遺

伝資源法（和牛遺伝資源について二〇二〇年一月一日施行）が該当します。

筆者は、品種登録制度、GI法、家畜遺伝資源法をまとめて「農水資源法」とよんでいます。

(2) 植物新品種の保護の流れ

品種登録制度は、「植物の新品種」（所定の一の農林水産植物の個体の集合）を保護対象とします。動物の新品種は、保護対象ではありません。

品種登録制度は、「育成者権」という排他的独占権を与えて保護します。育成者権を取得するためには、品種登録出願をし、審査を経て、品種登録される必要があります（図表1）。なお、登録料を納付しなかった場合は、品種登録は取り消されます（種苗法四九条一項四号（以

令和2年12月2日、種苗法の一部を改正する法律が成立しました。

多くの改正条項は、本年4月1日に施行されていますが、自家増殖の要許諾化や、制度に影響を及ぼす特性表の導入については、令和4年4月1日に施行されます。

施行まで10ヵ月という、現場での対応を要する時期に入ってきましたので、本稿に取り上げます。特に誤解の多い自家増殖など、組合員からの疑問への対応にご活用いただければ幸いです。

下、条数のみの表記は種苗法を指す）。

育成者権は、品種登録により発生し、木本植物（果樹、材木、鑑賞樹等）は品種登録日から三〇年、木本植物以外は品種登録日から二五年で消滅します。

(3) 品種登録要件

審査では、出願品種について次の六つの客体的要件を満たすかを判断します。

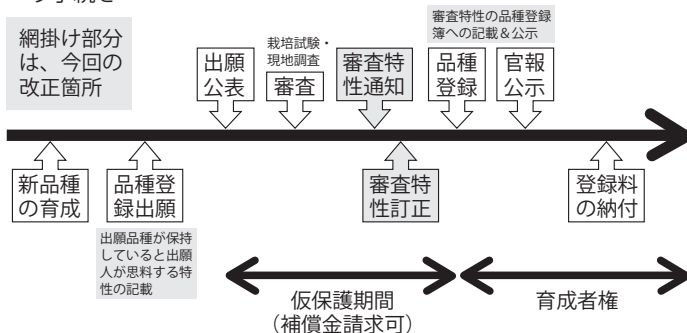
①区別性…出願前の国内・外国における公知の他の品種と、特性の全部または一部によって明確に区別されること（図表2。三条一項一号）。

②均一性…同一の繁殖の段階に属する植物体のすべてが、特性の全部において十分に類似していること（同一繁殖段階の類似性。同項二号）。

③安定性…繰り返し繁殖させた後でも、特性の全部が変化しないこと（異なる

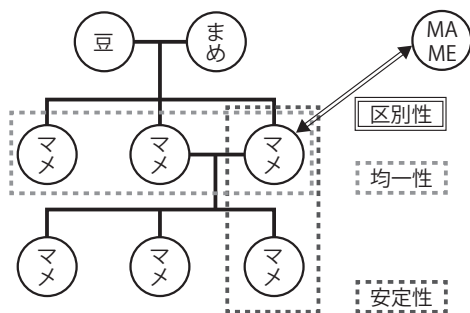
【図表1】品種登録手続

※上側は農林水産省側が行う手続き、下側は育成者・出願者側が行う手続き



- 繁殖段階の類似性。同項三号）。
- ④未譲渡性…原則として、品種登録出願日から一年（外国においては、木本植物については六年、木本植物以外については四年）遡った日前に、出願品種の種苗または収穫物が業として譲渡されていないこと（UPOV条約上の新規性。四条二項本文）。
- ⑤先願主義…出願書類の到達時を基準に、最も先の出願であること（九条一項）。

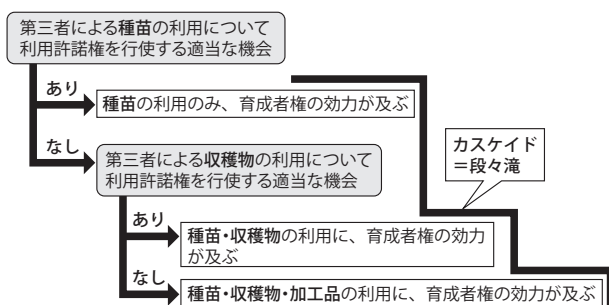
【図表2】品種の3要件



（出所）木棚照一編『実践 知的財産法』179頁〔浅野卓〕より作成

- ⑥出願品種の名称の適切性（四条一項）。
- (4) 育成者権の効力
- 育成者権は排他的独占権ですので、「育成者権者」以外の者が、「登録品種」および「不区別品種（登録品種と特性により明確に区別されない品種）」の、種苗・収穫物・加工品を業として利用すると、育成者権の侵害となります（二〇条一項）。また、登録品種を原品種（親品種）とする「従属品種」や「交雑品種」の、種苗・収穫物・加工品を業として利用した場合も同様です（同条二項）。
- 植物の厄介なところは、最終の利用者の段階で容易に増殖できるため、侵害品の把握が難しいという点です。それゆえ、種苗だけでなく、収穫物や所定の加工品

【図表3】カスケイドの原則



（出所）木棚照一編『実践 知的財産法』182頁〔浅野卓〕より作成

にも、育成者権の効力が及ぶとされているのです。

もともと、育成者権の行使には順序があり、種苗の段階で権利（利用許諾権）を行使する適当な機会がなかった場合に限り、収穫物の段階で権利（利用許諾権）を行使する適当な機会がなかった場合に限り、加工品に効力が及びます（図表3（カスケイドの原則）育成者権の段階的行使の原則）。二条五項）。

なお、登録品種の名称については、権利ではなく、使用義務（二二条一項）お